

## 船橋市住宅等災害復旧資金利子補給規則の取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、船橋市住宅等災害復旧資金利子補給規則（平成2年船橋市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利子補給の対象者)

第2条 規則第2条第3号に規定する市長が定める者は、被災世帯の世帯主が年齢制限等により金融機関から住宅等災害復旧資金を借り受けられない場合における、世帯主の1親等内の親族（市内居住者に限る。）とする。

2 東日本大震災、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号又は令和元年10月25日の豪雨の被災者に対する利子補給に係る前項の規定の適用については、同項中「市内居住者」とあるのは、「県内居住者」とする。

### (住宅等災害復旧資金)

第3条 規則第2条第4号（規則附則第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の住宅とは、原則として被災者又は被災世帯の世帯員が所有し、かつ、被災世帯が居住する戸建住宅及び共同住宅のうち被災者が所有する占有部分を対象とし、共用部分や賃貸物件は対象としない。

2 復旧に要する工事等以外のリフォームに要する費用は、住宅等災害復旧資金には含まないものとする。

### (市長が別に指定する金融機関)

第4条 規則第2条第5号の市長が別に指定する金融機関は、銀行法第2条で定める「銀行」、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組織金融機関」、政府系金融機関、住宅金融支援機構と提携し住宅ローンを販売している保険会社・モーゲージバンク等をいう。

### (利子補給の要件)

第5条 規則第3条第1項第3号の市税の滞納は、納税証明書により確認する。

2 規則第3条第2項に規定する利子補給その他これに類する助成等を受けている場合とは、同一の被災住宅において利子補給又は、他の公共団体等による利子補給等を受けているときとする。

### (利子補給の額等)

第6条 規則第5条に規定する利子補給の対象として決定された借受額の残高とは、住宅等災害復旧資金の額から当該住宅等災害復旧資金に対する償還額を差し引いた額をいう。

2 被災者が金融機関から住宅等災害復旧資金とそれ以外の資金を同時に借受けた場合又は住宅等災害復旧資金の額が500万円を超える場合については、金融機関から借受けた額の合計額（以下「融資合計額」という。）に対する償還額に、融資合計額と住宅等災害復旧資金（500万円を

超える場合については、500万円とする。)の額との按分率を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を住宅等災害復旧資金に対する償還額として、前項の規定を適用する。

(利子補給の期間)

第7条 規則第6条に規定する住宅等災害復旧資金を借り受けた日は、融資の実行を受けた日とする。

(利子補給の決定)

第8条 規則第8条の規定による利子補給の決定は、利子補給の申請に係る住宅等災害復旧資金の内容及び費用の額が市場価格等と比べて適正であると認められる場合に行うものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 規則第10条の規定による利子補給金の請求は、金融機関より発行された、支払利息証明書等により、その金額を確認するものとする。

(利子補給の中止)

第10条 市長は、請求月(4月又は10月をいう。)における利子補給金の請求の際に金融機関に住宅等災害復旧資金の返済状況等について確認するものとし、延滞が判明したときは、当該請求月の請求に係る全ての利子補給金の支給を中止するものとする。

(規則附則第5項の市長が別に定めるところ)

第11条 規則附則第4項の場合において、東日本大震災の被災者は、平成23年9月30日までの間においては、規則第7条の規定にかかわらず、市を経由せずに金融機関に住宅等災害復旧資金の借受けの申込みをした後においても、市長に利子補給の申請をすることができる。

2 前項の住宅等災害復旧資金の借受けの申込みは、別に金融機関が定める方法により行うものとする。

3 金融機関は、第1項の住宅等災害復旧資金の借受けの申込みがあったときは、住宅等災害復旧資金の貸付の諾否について市長に報告するものとする。

4 第1項の利子補給の申請は、船橋市住宅等災害復旧資金借受申込書兼利子補給申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 被災世帯の住宅のり災証明書
- (2) 被災世帯の住宅の登記事項証明書
- (3) 被災者の所得状況又は市町村民税の課税状況を証する書類
- (4) 被災者及び被災世帯の世帯員の納税証明書
- (5) 被災者及び被災世帯の住民票の写し
- (6) 修繕又は改善に要する費用の見積書
- (7) 同意書(第2号様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(規則附則第7項の市長が別に定めるところ)

第12条 規則附則第6項の場合において、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号又は令和元年

10月25日の豪雨の被災者は、令和2年3月31日までの間においては、規則第7条の規定にかかわらず、市を経由せずに金融機関に住宅等災害復旧資金の借受けの申込みをした後においても、市長に利子補給の申請をすることができる。

2 前項の住宅等災害復旧資金の借受けの申込みは、別に金融機関が定める方法により行うものとする。

3 金融機関は、第1項の住宅等災害復旧資金の借受けの申込みがあったときは、住宅等災害復旧資金の貸付の諾否について市長に報告するものとする。

4 第1項の利子補給の申請は、船橋市住宅等災害復旧資金借受申込書兼利子補給申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 被災世帯の住宅のり災証明書
- (2) 被災世帯の住宅の登記事項証明書
- (3) 被災者の所得状況又は市町村民税の課税状況を証する書類
- (4) 被災者及び被災世帯の世帯員の納税証明書
- (5) 被災者及び被災世帯の住民票の写し
- (6) 修繕又は改善に要する費用の見積書
- (7) 同意書(第2号様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

附 則

この基準は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行し、変更後の要綱の規定は、平成23年8月23日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、変更後の要綱の規定は、令和2年3月2日から適用する。